

スウェーデンの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

スウェーデン王国（スウェーデン語では「Konungariket Sverige」）（以下「スウェーデン」という）は、北欧の中心に位置する立憲君主制（又は象徴君主制）の国家である。従来、スウェーデンにおいて長年にわたり社会民主党政権の下で推し進められてきた福祉国家としての側面が、他国から注目されてきた²。

スウェーデン法の属する「北欧法」が、①大陸法や英米法とは異なる独自の法系を構成するのか、それとも②大陸法系の中の北欧法族を構成するのかについては争いがあるものの、後者の見方が有力といわれている。そして、北欧法族の中でも、その類似性の度合いにより、（ア）スウェーデン法とフィンランド法、及び（イ）デンマーク法とノルウェー法の2つのグループに分けることができる（例えば、スウェーデン法とフィンランド法には、民事と刑事の両訴訟手続に共通の「訴訟手続法」を有するという類似性がある）³。

スウェーデンでは、ローマ・カノン法やドイツ・ローマ法の影響も受けつつ、14世紀頃から王国における統一的な法典編纂の動きがあった。そして、1734年に成立した「スウェーデン王国法典」の法体系は、今日においても、（大改正や新立法というような変化を受けつつも、）基本的には維持されており、中には成立当時のまま現行法としての効力を有している法規定もあるといわれている⁴。

II 憲法

スウェーデンには、統一的な「憲法典」は無い。しかし、憲法に実質的に相当する法律として、4つの基本法がある。即ち、①「統治法」（SFS 1974:152）（1974年制定、直近では

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² スウェーデンが「フリーセックスの国」というのは誤解であり、むしろ、実際のスウェーデンは、「性の商品化」には厳しい態度をとっている。例えば、スウェーデンには、買春防止法があり、児童ポルノ所持は犯罪とされている。これに対して、スウェーデンは、「セックスフリーの国」であるというのは正しい。即ち、あらゆる面において「性差」が廃され、女性の社会進出が進んでおり、男性が育児をするのが当たり前の社会となっており、同性婚も認められている。

³ 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』（中央大学出版部、2007年）xi頁。

⁴ 萩原・前掲書viii頁。

2010年改正)、②「王位継承法」(SFS 1810:0926) (1810年制定)、③「出版の自由に関する法律」(SFS 1949:105) (1949年制定、直近では2002年改正)、及び④「表現の自由に関する基本法」(SFS 1991:1469) (1991年制定、直近では2002年改正)である。これら4つの基本法は、通常法律より優越する効力を有する。言い換えると、通常法律は、これら4つの基本法に抵触してはならない。

表1: 「統治法」の主な体系⁵

第1章 国家形態の基礎	
第2章 基本的自由及び基本的権利	意見の自由、身体の不可侵性及び移動の自由、法的保障、差別に対する保護、労働市場における争議行為、財産の保護及び公衆の立入権、著作権、商取引の自由、教育及び研究、欧州人権条約、自由及び権利の制限のための条件
第3章 議会	議会の形成及び構成、通常選挙、投票権及び投票資格、選挙区、選挙区間の議席配分、政党間の議席配分、選挙期、特別選挙、付加的規定
第4章 議会の職務	常会、議長、委員会、提案権、議案の審議、調査及び評価、議事の公開、議員の地位、付加的規定
第5章 国家元首	
第6章 政府	政府の構成、選挙後の総理大臣の表決、政府の形成、総理大臣又は他の大臣の罷免、総理大臣代理、暫定政府、議長の障害
第7章 政府の職務	政府官房及びその職務、事務の準備、議事録及び反対意見
第8章 法律及び他の法規	法律を通じて制定される法規、政府により制定される法規、議会及び政府以外の機関により制定される法規、基本法及び議会法の制定、法律の改廃、法規の審署及び公布、法制審議会
第9章 財政権	国家歳入及び歳出に関する議決、予算案、予算に関する議決、指針の議決、歳出及び歳入の利用、国家資産及び国家債務、国家年次報告、予算

⁵ 表1～3の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、①山岡規雄著「各国憲法集(1) スウェーデン憲法」(国立国会図書館 調査及び立法考査局、2012年)、②坂田仁著「スウェーデン統治組織法の改正(二〇一〇年)について」(『法学研究 85巻11号』(慶應義塾大学出版会、2012年) 89～111頁)、③平松毅著「スウェーデン」(『世界の憲法集 [第四版]』(有信堂、2009年) 145～192頁)等を参照した。

	に関する付加的規定、為替政策、国立銀行
第 10 章 国際関係	条約を締結する政府の権限、議会による条約の批准、他の国際的義務及び条約破棄、欧州連合の協力の枠内の議決権の委譲、欧州連合の協力の枠外の議決権の委譲、条約の将来の改正、欧州連合の協力に関する情報及び協議に対する議会の権限、外交評議会、国家機関の報告義務、国際刑事裁判所
第 11 章 司法	裁判所、司法の独立、正規裁判官の任命、正規裁判官の法的地位、国籍の要求、裁判所のその他の職員、再審及び満了期間の回復、法律の審査
第 12 章 行政	国の行政組織、行政の独立、行政の事務の委任、国家公務員に関する特別規定、免責及び恩赦、法律の審査
第 13 章 統制権	憲法委員会の審査、大臣に対する訴追、不信任の表明、大質問及び小質問、議会オンブズマン、会計検査院
第 14 章 コミューン	
第 15 章 戦争及び臨戦状態	議会の招集、戦争委員会、組閣及び政府の活動形態、政府の権限、自由及び権利の制限、政府以外の機関のための権限、占領下の事態、国家元首、議会の選挙、コミュニティの議決権、国の防衛、戦争状態の宣言、休戦、軍隊の出動

表 2 : 「出版の自由に関する法律」の主な体系

第 1 章 出版の自由	
第 2 章 公文書の公開	
第 3 章 匿名の権利	
第 4 章 印刷文書の制作	
第 5 章 定期刊行物の発行	
第 6 章 印刷文書の頒布	
第 7 章 出版の自由に関する犯罪	
第 8 章 刑事責任規定	定期刊行物に関する刑事責任、定期刊行物ではない印刷文書に関する責任、共通規定
第 9 章 監督及び訴追	
第 10 章 特別の強制手段	

第 11 章 私的請求	
第 12 章 出版の自由に関する訴訟における裁判手続	
第 13 章 外国の印刷文書等	
第 14 章 一般規定	
経過規定	

表 3 : 「表現の自由に関する基本法」の主な体系

第 1 章 基本的規定	
第 2 章 匿名の権利	
第 3 章 放送並びに制作及び頒布	電波による番組、技術的記録、記録・文書及び図画の注文された見本
第 4 章 発行責任者	
第 5 章 表現の自由に関する犯罪	
第 6 章 責任規定	
第 7 章 監督・訴追及び特別の強制手段	
第 8 章 損害賠償	
第 9 章 表現の自由に関する裁判	
第 10 章 外国等からの電波による番組及び技術的記録	
第 11 章 一般規定	
経過規定	

1 統治機構

スウェーデンの立法機関たる議会は「リクスダーゲン」(スウェーデン語では「Riksdagen」)と呼ばれている。もともとは「二院制」であったが、1971年の統治法の改正により、「一院制」に変更された。議員は比例代表制の選挙で選出され、任期は4年である(統治法3章6条)。比例代表制といっても、「全国において4%以上」、又は「ある選挙区において12%以上」の票を獲得した政党のみが、固定選挙区議席の配分に参加することができるというように、小党乱立を避けるしくみが採られている(統治法3章7条2項)。

行政を司る政府(スウェーデン語では「Regeringen」)は、総理大臣と国務大臣から構成される(統治法6章1条)。総理大臣を選出すべき場合には、議会の議長は、議会内の各会派の代表者を招集して協議した上で、総理大臣候補者1名を提案する。議会の議員の過半数が反対しない限り、当該候補者が総理大臣となる(統治法6章4条)。

中央行政庁は、全国的な所管事項を有し、政府に直属する組織である。スウェーデンの特

色の1つとして、「大臣は省の所管事項に関して行政機関に対する具体的な指揮監督権を有せず、行政機関は独立して行政を行なう反面、これに関する責任はすべて行政機関が負い、その限りでは大臣には国会に対するなんらの政治的責任も存しない」という点が指摘されている⁶。

スウェーデンでは、国王又は女王が元首であるが（統治法1章5条）、その権限はもっぱら形式的・儀礼的な事項に限られている。よって、スウェーデンは、立憲君主制の国家というよりも、象徴君主制の国家であると主張する見解もある。なお、従来は王位継承は男子に限定されていたが、「王位継承法」の1979年改正により、女子にも王位継承が認められることとなった⁷。

司法権は裁判所に属する。通常裁判所の系列と、行政裁判所の系列があるが、それぞれ、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所という3つの段階の裁判所が設定され（統治法11章1条1項）、「三審制」が採られている。さらに、特別裁判所として、特許上訴裁判所、移民裁判所、労働裁判所、市場裁判所、土地及び環境裁判所等が存在する⁸。統治法11章14条によると、全ての裁判所が、具体的な紛争事件を前提に違憲審査権（法令審査権）を行使する（付随的審査制）。憲法裁判所は存在しない。

統治法15章は、戦争に関する規定を置いている。国の防衛に関しては、15章13条が、「政府は、国に対する武力による攻撃に対抗し、又は国の領域の侵害を回避するために、国際法に従い、国の防衛軍を配備することができる。」（1項）、「政府は、防衛軍に対し、平時又は外国間の戦争時において国の領域の侵害を回避するために、国際法に従い、武力を行使することを指示することができる。」（2項）と規定している。また、軍隊の出動に関しては、15章16条が、「政府は、議会により承認された国際的義務を履行するために外国にスウェーデンの武装した軍隊を派遣し、又はその他の方法で当該軍隊を出動させることができる。」（1項）と規定している。実際にも、スウェーデンは、国連の平和維持活動（PKO）にも積極的に参加しており、旧ユーゴスラビアに兵士を派遣した等の実績がある。このように、スウェーデンの中立政策は、決して「非武装中立」ではなく、自国防衛はもちろんのこととして、必要であれば、外国への軍隊派遣も辞さないというものである。

オンブズマン（スウェーデン語では「ombudsman」）とは、「代理人」を意味する言葉である。統治法13章6条が規定する「議会オンブズマン」（スウェーデン語では「Riksdagens ombudsman」）とは、国及び地方レベルの行政機関並びに裁判所が、法令を遵守し、義務を履行しているか否かを監視する機関である。任期は4年、現在の定員は4名である。2010年の統治法改正により、オンブズマンが裁判所等の合議に出席することができるという文言が削除された。これは、裁判所の独立をオンブズマンが侵害してはならないことを明確化

⁶ 萩原金美著『スウェーデンの司法』（弘文堂、1986年）6頁。

⁷ 山岡・前掲書8頁。

⁸ 山岡・前掲書14頁。

したものである⁹。

スウェーデンの基本法の制定及び改正にあたっては、原則として、同一文言の基本法案を2度議決すること、2つの議決の間には9ヶ月以上の期間をおくとともに総選挙を実施することが必要である（統治法8章14条、18条2項）。当該総選挙と同時に、基本法案を否決するかについて国民投票が行われることもある（統治法8章16条）。

2 人権

人権については、統治法2章に包括的に規定されているが、印刷物や公文書公開等については「出版の自由に関する法律」が、また、マスメディアによる表現等については「表現の自由に関する基本法」が、より具体的かつ詳細な規定を置いている。

スウェーデンを含む北欧に特徴的な人権として、「公衆の自然利用権」がある（統治法2章15条4項）。この権利は、「全ての社会成員が、他人の所有地において自由に通行し、いちご・きのこ・花卉類を採取し、水浴することなどができる権利」であり、北欧において伝統的に認められている¹⁰。

「出版の自由に関する法律」は、とくに印刷物の出版の自由について詳細な規定を置いているが、出版の自由の制限についてもまた多くの規定を有している。例えば、同法1章10条によると、「思春期の発達下にある者又は18歳未満の者の猥褻な図画」（いわゆる「児童ポルノ」）については、出版の自由は保障されない。「出版の自由に関する法律」は、公文書の公開についても詳細に規定している（公文書へのアクセス権等）。

3 法令

スウェーデンには、「Svensk förtfattningssamling」（略称は「SFS」）という法令を制定順に収録する法令集がある。スウェーデンの法令は、例えば、「1915:218」というように、上記法令集の掲載番号が付されており、これにより特定して検索することが可能である¹¹。

また、「スウェーデン王国法律全書」（スウェーデン語では「Sveriges Rikes lag」）もあるが、これは、日本でいうところの六法全書に相当する。

4 欧州連合（EU）の影響

スウェーデンは、外交面では、中立政策を採ってきたが、EU加盟にあたり、中立政策との関係について大きな議論が巻き起こった。結局、中立政策とは、軍事的非同盟のことであると定義し直し、スウェーデンは、オーストリア及びフィンランドとともに、1995年にEUに加盟した。

⁹ 坂田仁著「スウェーデン統治組織法の改正（二〇一〇年）について」（『法学研究 85巻11号』（慶應義塾大学出版会、2012年）101頁。

¹⁰ 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』（2007年、中央大学出版部）5頁。

¹¹ <http://www.riksdagen.se/Dokument-Lagar/Lagar/Svenskforfattningssamling/>

スウェーデンの外交のもう1つの側面は、積極的外交政策ということである。即ち、スウェーデンは、軍縮問題への関与や第三世界への支援等を積極的に行い、世界平和への積極的な努力を行ってきた。積極的外交政策により世界平和を実現することこそが、中立政策をとるスウェーデンにとっての安全保障に繋がると考えられたためである。

Ⅲ 民法・商法

スウェーデンには、統一的な「民法典」や「商法典」は無い。個別の分野ごとに法律が制定されており、例えば、「契約法」(SFS 1915:218)、「売買法」(SFS 1990:931)、「消費者売買法」(SFS 1990:932)、「国際売買法」(SFS 1987:822)、「損害賠償法」¹²(SFS 1972:207)、「製造物責任法」(SFS 1992:18)、「婚姻法」(SFS 1987:230)、「同棲法(サムボ法)」(SFS 2003:376)、「会社法」(SFS 2005:551)等がある。

スウェーデンの契約法は、売買契約等に限定されず、各種の契約に一般的に適用される基本的な法律である。同法は、とくにドイツ民法典の影響を受けて制定されたものであるため、日本の民法に慣れ親しんだ者にとっても理解しやすい内容であると思われる。例えば、契約法によると、契約は、申込と承諾という意思表示の合致により成立する(1条1項)。そして、隔地者間の申込と承諾、申込と承諾の撤回、条件付きの申込と承諾、申込の勧誘等について、具体的な規定が置かれている(2~9条)。また、スウェーデンの損害賠償法によると、「故意又は過失により、人身損害又は物的損害を生ぜしめた者は、本法に別段の定めのない限り、その損害を賠償しなければならない。」(2章1条)と規定されている。とはいえ、当然ながら、スウェーデン法には、特色のある概念や規定も少なくないことにも留意すべきである。例えば、スウェーデン法には、「弱い無効」(日本民法でいう「取消」に近い)と「強い無効」(日本民法でいう「無効」に近い)という概念の区別がある¹³。

家族法に目を転じると、スウェーデンでは、もともと、「婚姻法」、「登録パートナーシップ法」(SFS 1994:1117)、「同棲法(サムボ法)」という3つの法律が存在していた。そこでは、「婚姻法」は異性間のカップルに適用される制度であり、「登録パートナーシップ法」は同性間のカップルに適用される制度であり、「同棲法(サムボ法)」(2003年改正)は異性間カップルと同性間カップルのいずれにも適用される制度とされていた。このような状況の下、スウェーデンは、2009年の制度改正により、性別に中立な挙式執行による婚姻、即ち、同性婚を認めるに至った(2009年5月1日施行)。これに伴い、「登録パートナーシップ法」は存在意義を失ったため、廃止されることになった(なお、施行日より前に既にパートナーシップ登録をしていた同性間カップルは、①婚姻関係に移行するか、②パートナーシップ登

¹² クリスティアン・フォン・パール著、窪田充見訳『ヨーロッパ不法行為法(1)』(弘文堂、1998年)543~549頁の和訳を参照。

¹³ 山下丈著「スウェーデンの契約法について」(『広島法学 第8巻第4号』(広島大学法学会、1985年))61頁。

録関係を継続するかを、選択できる)。これにより、スウェーデンは、世界で7番目に、同性婚を認める国となった¹⁴。

表4：契約法の主な体系¹⁵

第1章 契約の締結について	第1条～第9条
第2章 代理について	第10条～第27条
第3章 法律行為の無効について	第28条～第38条
第4章 総則	第39条～第41条

表5：損害賠償法の主な体系¹⁶

第1章 導入規定	第1条～第3条
第2章 自己の瑕疵ある行為に基づく責任	第1条～第5条
第3章 使用者及び国の責任	第1条～第10条
第4章 被用者の責任	第1条
第5章 損害賠償の範囲	第1条～第7条
第6章 共通規定	第1条～第4条

スウェーデンに投資する外国企業の多くは、支店を開設するか、子会社を設立することになる。支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するスウェーデン法人である。

スウェーデンの会社法によると、株式会社（社員の地位が株式という細分化された割合的単位の形をとり、その株主が株式の引受価額を限度とする有限の出資義務のみを負う会社）には、非公開株式会社と公開株式会社の2種類がある。資本金額はスウェーデンクローナ（SEK）又はユーロで決定される必要があるが、非公開株式会社の場合は100,000 スウェーデンクローナ又はそれに相当するユーロ、公開株式会社の場合は500,000 スウェーデンクローナ又はそれに相当するユーロが最低資本金額とされている。

表6：スウェーデンで設立が認められている主な会社

名称	スウェーデン語/略称	説明
----	------------	----

¹⁴ 井樋三枝子著「【スウェーデン】同性愛及び挙式に関する改正法」（『外国の立法 No.239-2』（国立国会図書館 調査及び立法考査局、2009年5月））。

¹⁵ 表4の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、山下丈著「スウェーデンの契約法について」（『広島法学 第8巻第4号』（広島大学法学会、1985年））74～81頁を参照した。

¹⁶ 表5の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、クリスティアン・フォン・パール著、窪田充見訳『ヨーロッパ不法行為法(1)』（弘文堂、1998年）543～549頁を参照した。

非公開株式会社	Aktiebolag/AB	株主は出資額の限度で責任を負う。非公開株式会社の株式は、株式市場で売却することはできない。最低資本金額は 100,000 SEK。少なくとも 1 名の株主と 2 名の取締役が必要。
公開株式会社	Publikt aktiebolag/AB (publ)	基本的に非公開株式会社と同様であるが、公開株式会社の株式は、株式市場で売却することができる。最低資本金額は 500,000 SEK。少なくとも 1 名の株主と 3 名の取締役が必要。

IV 民事訴訟法

スウェーデンにおいては、民事手続及び刑事手続の両方について、「訴訟手続法」¹⁷ (SFS 1942:740) という 1 つの法律によって規律されている。「訴訟手続法」中には、民事手続及び刑事手続の両方について共通する規定、並びにいずれか一方についてのみ適用される規定の 2 種類が含まれている。

「訴訟手続法」の制定当初は、直接主義及び集中主義を基本原則としていたが、その後の法改正により、これらの基本原則は修正されている¹⁸。

スウェーデンの民事手続は、日本のものと類似している点が多く、例えば、①地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所という 3 つのレベルの裁判所による三審制が行われていること、②上級審の負担がかなり重いこと、③原則として、職業裁判官による審理が行われていること、④弁護士強制主義は採られておらず、弁護士の選任は必須ではないこと、⑤争点整理や和解への裁判官の関与がよく行われていること、⑥完全な集中証拠調べではなく、期日間に間隔が置かれることがあること、⑦審理終結後、間隔をおいて書面による判決が言い渡されること、⑧法曹一元ではなく、裁判官の採用及び養成がキャリアシステムによっていること等が指摘されている¹⁹。

もちろん、①現在のスウェーデンには簡易裁判所及び家庭裁判所は存在しないこと、②訴訟事件数が比較的多いにもかかわらず、多数の裁判官と多額の裁判所予算に支えられた裁判所システムにより、審理期間が比較的短期（第一審通常事件の平均審理期間は約 9 ヶ月）に抑えられていること等、日本との違いも少なくない²⁰。

¹⁷ 「訴訟手続法」の和訳及び内容の詳細については、萩原金美訳『[翻訳]スウェーデン訴訟手続法 一民事訴訟法・刑事訴訟法一』を参照されたい。

¹⁸ 萩原・前掲書 viii 頁。

¹⁹ 菅野博之著「スウェーデンにおける民事訴訟の運営」（『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情（下）』（法曹会、1998 年）所収）337 頁。

²⁰ 菅野・前掲書 338～339 頁。

表 7：訴訟手続法の主な体系²¹

第 1 編 裁判所制度	
第 2 編 訴訟手続一般	I. 民事事件における訴訟手続
	II. 刑事事件における訴訟手続
	III. 共通規定
第 3 編 証拠調べ	
第 4 編 下級裁判所における訴訟手続	I. 民事事件における訴訟手続
	II. 刑事事件における訴訟手続
第 5 編 高等裁判所における訴訟手続	
第 6 編 最高裁判所における訴訟手続	
第 7 編 特別上訴	

V 刑事法

スウェーデンでは、刑事手続についても民事手続と同様に、「訴訟手続法」によって規律されていることは前述した。とくに、「証拠調べ」について、民事手続と刑事手続について共通した規定が置かれている点が興味深いところである。例えば、被告人が自白をした場合、原則として、それ以上の証拠調べは不要とされるというように、自白事件は簡略化した手続がとられる²²。また、スウェーデンの刑事手続においては、陪審制は出版に関する犯罪事件等ごく一部の事件に限られているが、参審制は広く実施されている。即ち、第一審の刑事公判手続は、原則として、1名の職業裁判官及び3名の参審員により構成される（訴訟手続法1章3条b第1項）。

スウェーデン刑法典²³（SFS 1962:700）は、1962年に制定され、その後、幾度もの改正を受けている（例えば、「性犯罪に関する章」等）。スウェーデンでは、死刑及び身体刑は禁止されている（統治法2章4条、5条）。

VI 参考資料

以上、スウェーデン法の概要を簡単に紹介してきたが、スウェーデン法については、ドイ

²¹ 萩原・前掲書iii～vi頁。

²² 最高裁判所事務総局刑事局監修『陪審・参審制度 スウェーデン編』（司法協会、2002年）35～36頁。

²³ 刑法典の和訳については、坂田仁著「スウェーデン刑法典（試訳）」（『法学研究』（慶應義塾大学出版会、2012年）79巻10号から12号に全3回に分けて掲載）を参照されたい。

ツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が相対的に少なく、スウェーデン法全般の日本語による概説書も残念ながら現在のところ存在しない。しかし、個別の分野に目を転じると、スウェーデン法に関する日本語の文献・論文等が少なからず出版・公表されている。例えば、社会保障法や労働法の分野においては、かなり多くの日本語の論文等により、スウェーデン法の紹介がなされている。また、菱木昭八郎が「家族法」等について、萩原金美が「訴訟法」等について、坂田仁が「刑事法」等について、それぞれ、相当量の研究成果を公表されている（敬称略）。とくに、菱木昭八郎のウェブサイトには、家族法関連を中心とする法令の和訳が掲載されている²⁴。

スウェーデン政府のウェブサイトには、一部の重要な法律の英訳が掲載されている²⁵。「lagrummet.se」というウェブサイトでは、スウェーデン法の調査及び概要等について、英語により情報が提供されている²⁶。また、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Swedish Law and Legal Materials」も参考になる²⁷。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.41 No.9』（国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第12回 スウェーデン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁴ <http://www.senshu-u.ac.jp/School/horitu/researchcluster/hishiki/index2.html>

²⁵ <http://www.government.se/sb/d/3288>

²⁶ <http://www.lagrummet.se/english/>

²⁷ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Sweden1.htm>